

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営地域ため池総合整備事業塩江北部地区（農業用ため池の改修）計画を平成23年2月17日定めた。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成23年3月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成23年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造